

解散厚生年金基金から引き継いだ

加算年金受給者・待期者の皆さまへ

加算年金の一時金での受取りについて

全国卸商業団地厚生年金基金から引き継いだ加算年金の受給権者へ選択一時金の支給を再開し、大勢の方から一時金のご請求をいただきましたが、加算年金は20年の保証期間がありますので、保証期間内の方は、いつでも一時金で受けることが可能です。

一時金への変更を希望する場合、「一時金請求書」をお送りいたしますので、当企業年金基金宛てご連絡ください。

◇一時金を請求する時に必要な書類

1. 脱退一時金裁定請求書【当基金よりお送りいたします】
2. 退職所得の受給に関する申告書【当基金よりお送りいたします】
3. 生年月日に関する市区町村の証明書（住民票、もしくは戸籍抄本など）
4. 退職所得の源泉徴収票（写し） ※退職時に退職手当金を受けた場合のみ必要です。
5. 企業年金基金年金証書（原本） ※加算年金（老齢給付金）を受給中の方は、ご添付下さい。

*一時金は退職所得となりますので、加入期間1年につき原則40万円の控除があることから、控除額を超えない限り非課税です。

また、退職所得は、本人が税務署へ申告する必要がありません。

<お問合せ先>

TEL：03-3560-7017
（平日 午前9時～午後5時）